一覧表	部局名: 対馬地方局
-----	------------

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	対馬地方局	建設部管理課	H20.4.1	竹敷港港湾環境整備 施設管理委託	1,540,000		港湾施設管理者は、港湾施設の適正な維持管理を行う責めに任じられている。管理瑕疵が無いとする為には、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要であり、営造物の安全確保と危険の未然防止・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的保管の両面の措置により安全の確保を図る必要がある。以上の事情を考慮すれば、当該施設は直営で管理するべきものだが、行政責任を負い、地域により密着しているために迅速な対応ができる市町自治体に委託することで、維持管理の適正化を図ることが出来るため。	第167条の2 第1項 第2号
2	対馬地方局	管理部 総務課	H20.4.1	対馬地方局庁舎宿日 直業務委託	2,922,000	個人のため非開示	宿日直業務には、庁舎の警備以外にも気象警報発表時の緊急連絡等の重要な業務が含まれており、 契約の相手方については面接等により実際の業務を行う個人の適正を判断する必要がある。	第167条の2 第1項 第2号
3	対馬地方局	管理部 総務課	H20.4.1	対馬地方局庁舎(別館)エレベーター保守 業務委託	1,310,400	福岡市中央区長浜1-1-3 5 東芝エレベータ(株)九州支 社	東芝製のエレベーターを設置しているが、設置から27年が経過しており、老朽化が進むとともに修理部品の他社からの入手も困難であることから、故障発生時等に確実で早急な対応のためには、設置機種に精通している製造元のエレベーター部門承継会社に相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
4	対馬地方局	建設部 対馬空港 管理事務所	H20.4.1	対馬空港消防救難活 動業務委託	42,858,000	対馬市厳原町国分1441 対馬市長	業務の性質上、契約の相手方は消防業務を担当する対馬市に限られる。	第167条の2 第1項 第2号
5	対馬地方局	建設部 対馬空港 管理事務所	H20.4.1	対馬空港照明施設維 持管理業務委託	11,340,000	対馬市厳原町小浦79-2 株式会社 九電工 対馬営 業所	空港業務の円滑な遂行のためには、緊急時の対応 や定期的な保守管理が不可欠であるが、業務体制 や技術力の点から見て、島内において条件を満たす のは㈱九電工対馬営業所に限られる。	第167条の2 第1項 第2号

12,889,000 対馬市厳原町国分1441

福岡市博多区東比恵2丁目

エヌ・ティ・ティ・インフラネット

福岡市中央区渡辺通二丁目

九州電力株式会社 福岡支

株式会社 九州支店

対馬市長

3番7号

1番82号

2,605,050

4.977.000

20農管第1号

務委託

H20.6.16

H20 6 23

H20.7.4

農林水産部

農村整備課

建設部

道路課

建設部

道路課

対馬地方局

対馬地方局

対馬地方局

上県地区(田ノ浜2工

区) 県営中山間地域

総合整備事業換地事

20都単地第1-1号

都市計画道路厳原豆

酘美津島線自治体管

20都単地第1-2号

都市計画道路厳原豆

酘美津島線自治体管

路(九電)設置工事

路(NTT)設置工事

限られる。

を委託する。

めた者、とされている。

当該業務は、「県営土地改良事業の施行に伴う換地 計画等の事務の委託に関する要綱」により、委託先

が 市町村 土地改良区 その他知事が特別に認

その中で、上県地区では土地改良区を設立せずに、

上県町(現対馬市上県支所)が土地改良区の役割を

担うことが取り決められており、地域の実情に精通し ていることから、相手方は対馬市に限られる。

長崎県と自治体管路の専用使用者である西日本電 信電話(株)長崎支店は、自治体管路方式による電 線類地中化工事を実施するにあたり、的確な業務処

理と円滑な工事実施並びに設備の運営を図るため、

管路設備の設計、施工及び維持管理の受委託に関

し「自治体管路方式に関する基本協定書」を平成1

年10月1日に締結している。この基本協定に基づ き、西日本電信電話(株)の代理者であるエヌ・ティ ティ・インフラネット(株)九州支店に施工を委託す

長崎県対馬地方局と九州電力(株)福岡支店は、自 治体管路方式による電線類地中化工事を実施する にあたり、的確な業務処理と円滑な工事実施並びに

設備の運営を図るため、管路設備の設計、施工及び

維持管理の受委託に関し「自治体管路方式に関す

る基本協定書」および「自治体管路方式に関する細

目協定書」を平成16年4月28日に締結している。こ れら協定に基づき、九州電力(株)福岡支店に施工 第167条の2

第1項 第2号

第167条の2

第1項 第2号

第167条の2

第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	対馬地方局	建設部道路課	H20.7.8	20単起災防第1001 - 2号 一般国道382号道路 災害防除工事	5,391,750	対馬市上県町飼所823 (株)昭大建設	本路線は、交通量が多く、かつバス路線であり市民の生活道路としても大きな役割を持つ、主要な幹線道路である。 平成20年7月8日末明に道路法面より道路上に土砂の崩落・落石があり全面通行止めを余儀なくされた。当箇所の迂回路としては、(主)上対馬豊玉線がある。しかしながら、県道については国道に比べると11kmも大きく迂回することとなり、市民の生活に大きな影響を与える。また、法面が不安定な状態であるため今後の降雨により落石等の危険性が考えられる。 土砂崩壊時に、通行車両が巻き込まれた可能性があるため、人命救助の面から緊急に崩土を取除き確認が必要である。このため、緊急に崩土の取除きを行い車両の有無を確認することと、不安定な法面から、今後の降雨により添石等の危険性があるため切取り防護柵の設置を行いたい。上記理由により、当箇所の緊急時担当業者であり現地に精通し、人材、機材を迅速に調達でき、適正で安全な工事施工の実施や関係機関との調整ができる機昭大建設と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第5号
11	対馬地方局	管理部 総務課	H20.4.1	厳原地区燃料·油脂 等購入単価契約	ハイオク @163 レギュラー @149 軽油 @91.7	対馬市美津島町根緒468番 地6 株式会社 アトラス	対馬島内の給油所の分布を考慮し、円滑かつ効率 的に給油するため。	第167条の2 第1項 第2号
12	対馬地方局	管理部 総務課	H20.4.1	佐須奈地区燃料·油 脂等購入単価契約	ハイオク @186 レギュラー @173 軽油 @114.9 灯油 @119	対馬市厳原町久田道1571 鈴木石油 株式会社	対馬島内の給油所の分布を考慮し、円滑かつ効率的に給油するため。	第167条の2 第1項 第2号
13	対馬地方局	農林水産部林業課	H20.9.24	20林県第196-1号 平成20年度県営林 造成(作業道開設)作 業	5,040,000	対馬市厳原町南室22-1 対馬森林組合	本事業は、県営林の造成にかかる作業道開設を行うものである。県営林事業の特別会計は、森林整備活性化資金等の融資により利子軽減を図っているが、この資金の借入要件として「二以上の施業委託者が共同して森林整備合理化計画を作成する。施業は施業受託者によって行われる。ことされており、現在、地域の1森林組合を施業受託者として合理化計画を作成している。本委託は、この合理化計画の対象であるため、施業受託者である対馬森林組合と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	対馬地方局	建設部港湾漁港課	H20.9.16	20対漁広第2-1号 佐賀地区広域漁港整 備工事(産業連関分 析調査委託)	16,695,000	東京都千代田区内神田1- 14-10 (財)漁港漁場漁村技術研究 所	[調査目的]本調査は、地域を代表する関係者を委員とする協議会を設置して事業導入(水産振興策)のあり方を検討し、佐賀地区及び周辺地域に与える経済波及効果について産業連関分析手法を駆使し事業評価するものである。 [手法について]この分析方法は、現在、国直轄・他県の水産基盤整備事業において導入されており、事業が地域経済にもたらす好影響を定量的に把握する手法として大変有効であり、事業評価の判断材料として利用されている。 [受注者に求められる能力等]水産振興策の検討・提案を効果的かつ効率的に行うには、地域の漁業実態や特性、全国・圏域レベルの水産行政の把握に加え、専門的な水産基盤整備に関する方策、水産振興策立案能力が要求される。水産に関する情報・技術と、経済学的知識・技術を兼ね備え、一体的に駆使する能力が必要とされる。 加査を円滑かつ確実に進めるためには、一定量の経験・実績が必要不可欠となる。このことを踏まえ、本調査の実施ができるのは、水産業に関する調査等を全国各地で行い、水産業の特性を熟知し、かつ「水産基盤整備に係る産業連関分析」の開発から普及・啓発を進め、唯一実績を有する「(財)漁港漁場漁村技術研究所」のみである。	第167条の2 第1項 第2号
15	対馬地方局	建設部港湾漁港課	H20.10.30	19対漁広第2-9号 佐賀地区広域漁港整 備工事(工事監督業 務委託)	9,408,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術 センター長崎支所	本業務の対象工事は、自然調和型の工事、または、漁港内に多くの畜養水面を有している漁港での工事であり、業務の実施に当たっては土木技術に加えて周辺環境改善技術、藻場造成技術などの水産技術を必要としている。 これらの業務を円滑に行うことができるのは、漁港漁場事業に豊富な知識を有し、漁場整備事業に関する実績もあり、公正な立場から支援を期待できる社団法人水産土木建設技術センターのみである。	第167条の2 第1項 第2号
16	対馬地方局	農林水産部林業課	H20.11.12	20林県第196-2号 平成20年度県営林 造成(利用間伐)作業	3,465,000	対馬市厳原町南室22-1 対馬森林組合	本事業は、県営林の造成にかかる利用間伐を行うものである。県営林事業の特別会計は、森林整備活性化資金等の融資により利子軽減を図っているがこの資金の借入要件として「二以上の施業委託者と一の施業受託者が共同して森林整備合理化計画を作成する。施業は施業受託者によって行われる」こととされており、現在、地域の1森林組合を施業受託者として合理化計画を作成している。本委託は、この合理化計画の対象であるため、施業受託者である対馬森林組合と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
17	対馬地方局	農林水産部林業課	H20.11.12	20林県第196-3号 平成20年度県営林 造成(利用間伐)作業	3,412,500	対馬市厳原町南室22-1 対馬森林組合	本事業は、県営林の造成にかかる利用間伐を行うものである。県営林事業の特別会計は、森林整備活性化資金等の融資により利子軽減を図っているが、この資金の借入要件として「二以上の施業委託者と一の施業受託者が共同して森林整備合理化計画を作成する。施業は施業受託者によって行われる」こととされており、現在、地域の1森林組合を施業受託者として合理化計画を作成している。本委託は、この合理化計画の対象であるため、施業受託者である対馬森林組合と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	対馬地方局	農林水産部林業課	H20.11.12	20林県第196-4号 平成20年度県営林 造成(利用間伐)作業	1,890,000	対馬市厳原町南室22-1 対馬森林組合	本事業は、県営林の造成にかかる利用間伐を行うものである。県営林事業の特別会計は、森林整備活性化資金等の融資により利子軽減を図っているが、この資金の借入要件として「二以上の施業委託者と一の施業受託者が共同して森林整備合理化計画を作成する。施業は施業受託者によって行われる」こととされており、現在、地域の1森林組合を施業受託者として合理化計画を作成している。本委託は、この合理化計画の対象であるため、施業受託者である対馬森林組合と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項 第2号
19	対馬地方局	建設部用地課	H20.9.22	過年度未登記用地登 記事務委託 (主要地方道厳原豆 酘美津島線特殊改良 一種工事(測量及び 調査業務))	2,199,143	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績、貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号
20	対馬地方局	建設部管理課	H20.11.28	峰港埋立地(12-28)確 定測量業務委託	1,589,889	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績、貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	対馬地方局	管理部 総務課	H20.12.11	対馬地方局別館エレベーター改修工事	11,970,000	東芝エレベータ株式会社 九州支社	本工事は、既設エレベーター設備のうち、かご、レール、つりあいおもり等既存の機器を極力活用したうえで、駆動部及び制御部を中心とした機器等の取り替えと、停電時自動着床装置や地震管制運転装置など、安全性向上を図る付加装置の追加を行うものである。 既存機器と更新機器とはエレベーター設備として密接不可分の関係にあり、既存機器の活用には、既存機器との十分な総合調整を踏まえて、更新機器等の製作・設置を行う必要があるが、そのためには、既設エレベーター設備の構造及び性能を十分細部まで把握する必要がある。このため、他者に施工させた場合には、エレベーター設備の性能、機能が確保できない可能性が高く、安全上大きな支障が生じる恐れがある。また、事故等が発生した場合のかし担保責任の範囲も不明確となる。 従って、本工事の施工が可能な業者は、既設エレベーター設備を製作し、設置した会社のエレベーター部門承継会社に特定される。	第167条の2 第1項 第2号
22	対馬地方局	農林水産部農村整備課	H21.1.28	20農整第53号 上県地区農道台帳作 成業務委託	1,260,000	長崎市大黒町9 - 17 長崎県土地改良事業団体連 合会	本業務は、農道に係る台帳作成を目的とするものである。さて整備された農道については、農道台帳による管理を前提に交付税措置が行われることになっている。また、土地改良施設の維持管理に係る調査などは正確にかつ長期的、継続的に管理更新するために、作成及び管理の一連の業務を一貫した体制の下に長期間にわたって実施してことが必要である。このため本件は、競争入札に付することが必要である。このため本件は、競争入札に付することが必要である。にのため本件は、競争入札に付することが必要である。にのため本件は、競争入札に付することが不利である。(財) 長崎県土地改良事業団体連合会は、こうした交付税対象延長についてのチェック機能を有し、業務上取得した情報等を長期的に管理できる体制を有している。また、「農道台帳の作成及び円滑な実施について」(平成3年8月20日付 3構改当台帳の作成で管理に当たっては全国土地改良事業団体連合会に協力を要請するものとされている。以上により、本件を(財) 長崎県土地改良事業団体連合会に振力を要請するものとされている。以上により、本件を(財) 長崎県土地改良事業団体連合会に振力を要請するものである。	第167条の2 第1項 第2号
23	対馬地方局	建設部用地課	H20.10.2	過年度未登記用地分 筆登記事務委託 (ユクミ川荒廃砂防工 事(対馬市上県町飼 所))	1,412,029	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査土協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査土法第63条に基づき、調査土又は調査土法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また。これまでの公嘱協会の実績、貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験で結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167条の2 第1項 第2号

览表 部局名: 対馬地方局	付馬地方局	部局名:	包表
----------------------	-------	------	----

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	対馬地方局	建設部上県土木出張所	H21.2.10	平成20年度設計積 算業務委託	1,675,800	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター	当該業務を実施するには、公共工事における品質確保、施工体制、関係法令、施工経験及び長崎県の土木行政に精通している必要がある。(財)長崎県建設技術研究センターは、公共工事の現場経験20年以上の経験豊富な技術者を要し、平成6年度より県発注工事の設計積算業務を受託しており、関係法令及び長崎県行政にも精通している。また、県が設立した財団法人であることから、行政代行機関として信頼がおけ、業務の公平性・中立性が保持できる。	第167条の2 第1項 第2号
25	対馬地方局	建設部管理課	H21.2.4	竹敷港埋立地(54- 113)確定測量業務委 託	5,539,957	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会	社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士協 第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績、賈は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。	第167冬の2